

社会的課題の解決に取り組む団体を支援します。

協働による持続可能なまちづくり支援事業

浜田市地域政策部 まちづくり社会教育課 電話(0855)25-9201

目的

社会的課題の解決を目的として新たに取り組む事業が自立的で安定的に継続して実施できるようになることを目的としています。

対象者

地区まちづくり推進委員会
市内に事務所を有する特定非営利活動法人

対象事業

※1・2のいずれにも該当する事業

- 1 市内で実施する次のいずれかに該当する事業
 - (1) 中山間地域の生活機能の確保に資する事業
 - (2) まちづくり又は地域の活性化に資する事業
 - (3) 教育又は子育て環境の充実に資する事業
 - (4) 高齢者等の暮らし又は福祉の向上に資する事業
- 2 令和3年4月1日以後に「収益事業開始届出書」を税務署に提出した事業

対象経費

- ・ 旅費
- ・ 原材料費及び消耗品費
- ・ 使用料及び賃借料
- ・ 通信運搬費
- ・ 備品購入費
- ・ **会計事務費（令和6年4月1日から追加）**
- ・ その他市長が必要と認める経費

補助率

補助対象経費の額
※予算総額に達した時点で終了

補助限度額

25万円（令和6年4月1日から増額）

申請手続き

裏面をご覧ください。



補助金交付手続きの流れ

《交付申請》

次の書類を地域活動支援課または各支所防災自治課へ提出してください。
なお、補助の対象となる経費は、交付決定後の経費となりますのでご注意ください。※事後申請不可

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 税務署に提出した「収益事業開始届出書」の写し



《実績報告・交付請求》

事業終了後、市へ実績報告及び補助金交付の請求をしてください。

- (1) 実績報告書
- (2) 事業報告書・収支決算書
- (3) 領収書、写真等
- (4) 補助金交付請求書
- (5) 通帳の写し（振込先の口座情報がわかるページ）

問：補助金の交付を受けた翌年度もこの補助金を申請することはできますか。

答：新たに取り組む事業の立ち上げ期を支援することを目的としており、当初申請から3年間連続して申請することができます。（全3回）

問：同じ年度に複数の事業を申請することができますか。

答：一つの団体が申請できるのは、1年度につき1件までとされています。



【提出先・問合せ先】

本庁：まちづくり社会教育課 ☎：25-9201
金城支所：防災自治課 ☎：42-1234

旭支所：防災自治課 ☎：45-1433
弥栄支所：防災自治課 ☎：48-2111
三隅支所：防災自治課 ☎：32-2801